

みなしカヌー等提供業届出者に対する 届出方法の案内について

令和8年3月31日時点でプレジャーボート提供業の届出があり、令和8年4月1日以降も引き続きカヌー等提供業に係る事業を行う方は「みなしカヌー等提供業届出者」に該当します。

令和8年4月1日以降、必要な手続は以下のとおりです。

1 事業変更の届出について

- **令和10年3月31日までに**海域レジャー事業の変更届出が必要となります。
- 書類の提出は、これまでの3部提出から**1部提出**に変わりました。
- 提出書類については、**事業者へ写しの交付などはありません**ので、必要な書類は提出前に事業者用の控えをとってください。

(1) 提出に必要な書類について

- ① 様式第11号 海域レジャー事業廃止・変更届出書
- ② 様式第2号 資格者名簿の写し（カヌー、カヤック、SUP事業者のみ）
資格認定証等の写しを添付してください。

※ 上記①②のほか、変更事項がある場合は、変更事項に係る添付書類が必要となりますので、警察署担当者へお問合せください。

(2) 提出先

事業所の所在地を管轄する警察署

2 留意点

- みなしカヌー等提供業届出者には、令和8年4月1日から新たな事故防止等の措置が適用されますが、これらの措置のうちカヌー等ガイドの配置等の措置については、**カヌー等提供業への事業変更の届出をした日又は条例の施行日から起算して2年を経過する日（令和10年3月31日）**のいずれか早い日までの間は適用されません。
- 変更の届出をした日から、みなしカヌー等提供業者ではなくなり、ガイドによる案内等の規定が適用されますので、留意してください。